

令和元年6月20日

令和 元 年 6 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時

令和元年6月20日

午後2時

2. 場 所

能代市役所 大会議室

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
		11	大鐘 正彦
2	安井 鐘美	12	佐々木博子
3	平川 義市	13	金谷 和美
4	茂呂 誠	14	山崎 和博
5	袴田 謙	15	飯坂 司
		16	堀内 直富久
7	佐々木 力	17	工藤 次雄
8	渋谷 孝一	18	秋林 富美雄
		19	佐藤 信孝
10	熊谷 治		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	高橋 豊彦	6	高橋 英敏
9	大高 富子		

5. 事務局出席者

職名	氏名
事務局長	池田 誠
局長補佐	柴田 新栄
主査	本多 孝行

<p>6. 案 件 議 案 番 号</p> <p>2 2 2 3 2 4 2 5 2 6 報告事項 1 報告事項 2</p>	<p>農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>農用地利用集積計画について</p> <p>平成 3 0 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</p> <p>令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</p> <p>農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について</p> <p>農用地利用配分計画について</p>
<p>7. 会議の概要</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>(開 会)</p> <p>ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 議席番号 1 番 高橋豊彦委員、6 番 高橋 英敏委員、9 番 大高 富子委員の 3 名です。 1 9 名中 1 6 名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、佐藤会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。</p> <p>それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようですので会議を進めます。 次に、<b>議事録署名委員の選出</b>ですが、慣例に従い当方より指名したいと思います ますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号 5 番 袴田 謙委員と議席番号 7 番 佐々木 力委員の両名に願 います。</p> <p>次に、議案審議に入る前に、前回 5 月 2 0 日総会における議案審議について、 事務局答弁の訂正等の申し出がありますので、発言を許します。</p> <p>5 月 2 0 日総会における事務局答弁を訂正したいところをご説明いたしま す。5 月総会での議案第 1 6 号 「農地利用状況調査による非農地判断につい</p>

て」の審議の中で、「登記簿地目を変更しないでおくとうなるのか。」との質問に関して、市の税務課での処理について答弁した部分であります。当日は「税務課へ地目変更のお知らせをしているが、税務課では、本人申請があつてから処理を行うことになっている。」とお答えしましたが、総会終了後確認したところ、税務課では「農業委員会からの通知により、課税地目を農地以外に変更している。農業委員会が本人の確認を取っていることから、改めて所有者にはお知らせはしていない。」とのことでありますので、そのように答弁を訂正したいと考えておりますので宜しくお願いいたします。

また、法務局における登記地目変更手続きにかかる費用の質問がありました。総会終了後、聞き取りしたところ、自分で書類を作成し申請すれば、法務局での費用は一切かからない、とのことであります。これを業者に依頼すると、業者は土地家屋調査士となりますが、費用は基本料が4万円から5万円、プラス案件の難易度分とのことであります。最も重要なことは、容易に現地を特定できるか、出来ないか、で難易度は大きく変わる、とのことであります。

本日、参考資料として、登記地目を変更する際の申請書の記載例を用意しました。

これ以外に、非農地通知書、現地案内図の添付が必要です。また、現地の写真の添付、現地を案内するよう求められる場合もあるそうです。

現地の周辺一帯が、原野状態であれば、土地を特定しなくとも、認められる場合もあるとのことです。

以上、答弁の訂正と登記地目変更手続きの実際について、報告いたします。

議 長

次に、**議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について**を議題とします。なお、関連がありますので、報告事項1と併せ事務局の説明を願います。

事 務 局

**議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請書の提出がありましたのでご提案いたします。**

**所有権移転** 2件、譲渡人2人、譲受人2人、申請土地の面積は、田が5,204㎡、畑が4,096㎡、計9,300㎡。

**賃借権設定** 4件、賃貸人4人、賃借人2人、申請土地の面積は、田が3,186㎡、畑が10,615㎡、計13,801㎡。

**使用貸借権設定** 5件、貸人5人、借人5人、申請土地の面積は、田が74,647㎡、畑が17,287㎡、計91,934㎡となっております。

2ページをご覧ください。

**所有権移転 整理番号1** 申請土地は浅内字大館南沢143-1、地目は畑で、面積2,003㎡ほか計6筆 4,324㎡、価格は■■■■、移転事由は後継者への生前一括贈与です。

**整理番号2** 申出土地は久喜沢字中野76-1、地目は田で、面積3,623㎡ほか計3筆 4,976㎡、価格は■■■■、移転事由は経営拡張です。

**賃借権設定 整理番号3** 申出土地は常盤字二見沢581、地目は畑で、面積3,887㎡、10a当たりの賃借料は■■■■、申請事由は経営拡張で、設定期間は3年間です。

**整理番号4** 申出土地は常盤字二見沢584、地目は畑で、面積3,294

m<sup>2</sup>、10a当たりの賃借料は[REDACTED]、申請事由は経営拡張で、設定期間は3年間です。

**整理番号5** 申出土地は常盤字二見沢585、地目は畑で、面積3,434m<sup>2</sup>、10a当たりの賃借料は[REDACTED]、申請事由は経営拡張で、設定期間は3年間です。

**整理番号6** 申出土地は飛根字高清水681、地目は田で、面積3,186m<sup>2</sup>、10a当たりの賃借料は[REDACTED]、申請事由は経営拡張で、設定期間は10年間です。

なお、この案件は合意解約の通知がございます。18ページをお願いします。

**合意解約 整理番号3** 解約した土地は飛根字高清水681、地目は田で、面積3,186m<sup>2</sup>、離作条件はなし、解約事由は賃貸人の変更で、合意解約成立月日、土地の引渡月日ともに5月15日です。

3ページにお戻りください。

**使用貸借権設定 整理番号7** 申出土地は比八田字十二ヶ村1-456、地目は田で、面積4,014m<sup>2</sup>ほか計6筆 10,013m<sup>2</sup>、申請事由は経営移譲年金受給のための再設定で、設定期間は10年間です。

**整理番号8** 申出土地は轟104-2、地目は田で、面積2,547m<sup>2</sup>ほか計5筆 6,335m<sup>2</sup>、申請事由は経営移譲年金受給のための再設定で、設定期間は10年間です。

**整理番号9** 申出土地は常盤字苧橋62-1、地目は田で、面積547m<sup>2</sup>ほか計17筆 30,107m<sup>2</sup>、申請事由は経営移譲年金受給のための再設定で、設定期間は10年間です。

**整理番号10** 申出土地は久喜沢字大林36-1、地目は畑で、面積250m<sup>2</sup>ほか計22筆 44,311m<sup>2</sup>、申請事由は経営移譲年金受給のための再設定で、設定期間は10年間です。

**整理番号11** 申出土地は母体字横道下267、地目は田で、面積1,168m<sup>2</sup>、申請事由は経営拡張で、設定期間は10年間です。

この案件は、所有権移転 整理番号1と併せて経営面積が50aを超える案件となっております。

また、この案件は合意解約の通知がございます。18ページをお願いします。

**合意解約 整理番号1** 解約した土地は母体字横道下267、地目は田で、面積1,168m<sup>2</sup>、離作条件はなし、解約事由は賃貸人の変更で、合意解約成立月日、土地の引渡月日ともに3月31日です。

以上、いずれの案件も農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可できるものと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。

秋林富美雄委員

整理番号3から5に関して、耕作面積をゼロとしながら、申請事由を経営拡張としておりますが、新規の間違いではありませんか。

事 務 局

ご指摘のとおり申請事由を新規に訂正いたします。

議 長

他にご質問等ありませんか。

茂呂誠委員 同様に整理番号11も耕作面積ゼロですが、申請事由が経営拡張となっています。どのような考え方となりますか。

事務局 整理番号11に関しましては、整理番号1と関連があります。はじめに整理番号1に関して、同一世帯における生前一括贈与になりますので、耕作面積をゼロから40aに訂正願います。これにより整理番号11の耕作面積もゼロから40aに訂正願います。

議長 他にご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、**議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請**についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第23号:農地法第5条の規定による許可申請書の提出がありましたので、意見を付すためご提案いたします。

農地転用申請は所有権移転が1件、譲渡人1人、譲受人1人、地目は畑のみで面積が740㎡です。

8ページをお願いします。

整理番号1、申請土地は、下瀬16-2、現況地目は畑、面積が290㎡、他4筆、計5筆で面積は740㎡で、申請事由は、建売住宅であります。

都市計画区域外、農用地区域外の農地で、第3種農地と判断しております。場所については、9ページをご覧ください。

申請地は、国道7号線沿いにあるガスト能代店の交差点より、南方向へ約470mに位置しており、市道赤沼1号線の沿道にあります。

周囲の状況は、北側は高齢者向け集合住宅、東側が市道赤沼1号線、南側は畑となっており、宅地化が進行している状況です。

上水道と下水管が埋設されている道路の沿道にあり且つ500m以内に、石川こどもクリニック及び関口レディースクリニックの二つの病院があることから、農地法施行規則で定める第3種農地に該当する農地と判断しております。

事業内容は、10ページをご覧ください。

申請人は、建設業及び不動産取引を業としており、この度、隣接する雑種地も活用し、3戸の住宅と通路を建設し、販売する計画となっております。

造成工事は無く、事業費は、全額自己資金になっており、金融機関の残高証明書が添付されております。

説明は以上です。  
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。

金谷和美委員 **議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」**、6月4日(火)に、現地調査班、第5班、4番茂呂誠委員、6番高橋英敏委員、事務局2人と私の5人で現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。  
**整理番号1**の現況は、畑でありましたが、耕作は行なわれておりませんでした。境界はしっかりしており、事前着工も無く、盛土、切土がない計画であることから、周囲の住宅に被害を及ぼすことのないことを確認してきました。  
以上、ご報告いたします。

議長 事務局の説明と現地調査の報告が終わりましたが、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、**議案第24号 農用地利用集積計画**についてを議題とします。なお、関連がありますので、報告事項1と併せ事務局の説明を願います。

事務局 **議案第24号 農用地利用集積計画**の提出がありましたのでご提案いたします。

**利用権設定** 1件、賃貸人1人、賃借人1人、申請土地の面積は、田が32,230㎡、畑が7,976㎡、計40,206㎡となっております。

12ページをご覧ください。

**利用権設定 整理番号1** 申出土地は檜山字上平張28、地目は田で、面積1,951㎡ほか計23筆 40,206㎡、10a当たりの賃借料は■■■■  
設定事由は経営拡張で、設定期間は10年間です。

以上、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありま

せんか。

(異議なしの声)

議長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、**議案第25号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価**についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 **議案第25号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価**について、ご説明いたします。

別綴りの議案第25号、別紙をご覧ください。

こちらにつきましては、5月総会の際に協議事項で案を説明させていただいておりました。

前回総会后、能代市ホームページと農業委員会事務局において案を公開し、パブリックコメントを実施、6月19日まで意見を募集しましたが、意見はございませんでした。

よって、前回の説明案のとおり公表したいと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、**議案第26号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画**についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 **議案第26号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画**について、ご説明いたします。

別綴りの議案第26号、別紙をご覧ください。

こちらにつきましても、5月総会の際に協議事項で案を説明させていただいておりました。

前回総会后、能代市ホームページと農業委員会事務局において案を公開し、パブリックコメントを実施、6月19日まで意見を募集しましたが、意見はございませんでした。

よって、前回の説明案のとおり公表したいと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。



議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、**報告事項1 農地法第18条第6項の規定による通知について**を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (事務局説明)

報告事項でありますのでご了承願います。

議長 次に、**報告事項2 農用地利用配分計画について**を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

議長 報告事項でありますのでご了承願います。

議長 続いて、**その他**に入ります。事務局から説明願います。

事務局 (事務局説明)

・今後の行事予定について

議長 委員のみなさん方から何かありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午後3時05分

議長

議事録署名委員

5 番

7 番